

宇部市一般廃棄物処理基本計画の改定について

一般廃棄物処理業許可の適正な管理と、多様化する市民ニーズに柔軟に対応するため、現行の一般廃棄物処理基本計画のうち、収集・運搬計画の一部を以下のように改定します。

第5節 1 収集・運搬計画

(変更前)

- ・家庭系ごみについては、現行どおり直営及び委託収集の体制を継続します。
- ・事業系ごみについては、許可制を継続し、一般廃棄物処理業の適正な運営が継続的かつ安定的に確保され、需要の均衡を考慮した体制を、適宜検討していきます。

(変更後)

- ・家庭系ごみのうち、ごみステーションに出されるごみについては、現行どおり直営及び委託収集の体制を継続し、引っ越しなどによって発生する多量ごみや粗大ごみについては、直営及び許可業者での収集とします。
- ・事業系ごみについては、既存の許可業者によって十分な受容量が確保され、適正かつ安定的に処理されていると判断できることから、原則、新規の許可は行いません。

1 家庭系ごみについて

これまで家庭から出される粗大ごみについては、事前予約制での直営収集を行ってきましたが、引っ越しや片付けなどによって多量に発生するごみや、家屋の解体に伴って事前の処分を必要とするごみなど、早急な対応を必要とする依頼や相談が多数寄せられていることから、県内他市の許可状況や市民サービス向上の観点からも、これらのごみを取り扱えるよう、許可範囲の拡大を行うこととしました。

2 事業系ごみについて

事業系ごみについては、宇部市が許可制度を開始した昭和47年から現在まで、本市の許可を受けた事業系一般廃棄物処理業者による収集運搬及び処分がされてきました。

平成30年10月現在の許可業者数は、収集運搬業121社、処分業12社の計133社となっており、本市の処理施設で処分することが困難な一部のごみについての処分を、処分業許可業者が行っていることから、事業系ごみについては既存の許可業者によって排出元である事業者が求める処理能力の十分な受容量が確保され、かつ、適正に処理されていると判断し、今後は原則、新規の許可は行わないこととしました。